

平成23年11月定例会

# 議案説明資料

## 予算に関する説明書

(平成23年度11月補正予算関係)

総務部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成23年11月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】  
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算	/	
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算給与費明細書	財政課	5
	3 補正予算説明資料	総務課	7
		税務課	8
	公文書館	9	
	4 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	10

【予算関係以外】  
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第15号	当せん金付証券の発売について	財政課	12
第16号	平成22年度決算の認定について	財政課	13
第17号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	14
第18号	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	24

## 平成23年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	813,698	159,298	972,996
9 国庫支出金	47,075,786	7,158,510	54,234,296
11 寄附金	79,596	300	79,896
12 繰入金	26,857,074	1,114,036	27,971,110
13 繰越金	1,348,132	574,282	1,922,414
14 諸収入	11,193,797	26,236	11,220,033
15 県債	54,527,000	1,664,000	56,191,000
歳入合計	342,390,921	10,696,662	353,087,583

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	25,712,786	4,829	25,717,615				4,829
3 民生費	45,146,803	236,662	45,383,465	2,767		233,834	61
4 衛生費	12,206,870	3,645,574	15,852,444	3,171,485		464,902	9,187
5 労働費	8,731,458	2,201,949	10,933,407	2,000,349		201,600	
6 農林水産業費	25,883,970	283,164	26,167,134	126,160	98,000	23,086	35,918
7 商工費	11,532,001	102,098	11,634,099		27,000		75,098
8 土木費	44,593,177	1,719,326	46,312,503	955,708	475,000	19,448	269,170
9 警察費	17,346,922	63,302	17,410,224	35,978			27,324
10 教育費	68,637,392	1,311,192	69,948,584		805,000	357,000	149,192
11 災害復旧費	10,774,867	1,128,566	11,903,433	866,063	259,000		3,503
歳出合計	342,390,921	10,696,662	353,087,583	7,158,510	1,664,000	1,299,870	574,282

歳入

7款 分担金及び負担金

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 民生費負担金	11,482	143,000	154,482	3 災害救助費負担金	143,000	救助費負担金
3 農林水産業費負担金	282,254	3,350	285,604	1 農地費負担金	3,350	土地改良費負担金
4 土木費負担金	322,792	12,948	335,740	3 河川海岸費負担金	9,598	砂防費負担金
				5 都市計画費負担金	3,350	街路事業費負担金
計	619,947	159,298	779,245			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
6 災害復旧費国庫負担金	4,618,337	506,920	5,125,257	2 土木施設災害復旧費負担金	506,920	建設災害復旧費負担金
計	18,064,156	506,920	18,571,076			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明	
				区分	金額 千円		
2 民生費国庫補助金	1,543,735	2,767	1,546,502	1 社会福祉費補助金	2,767	障がい者自立支援事業費補助金	
3 衛生費国庫補助金	1,029,657	3,171,485	4,201,142	2 環境衛生費補助金	7,875	環境保全費補助金	
				3 医薬費補助金	3,163,610	医務費補助金	
				4 労働費国庫補助金	107,081	2,000,349	2,107,430
5 農林水産業費国庫補助金	5,199,862	126,160	5,326,022	2 労政費補助金	2,000,000	労政総務費補助金	
				1 農業費補助金	2,310	農業総務費補助金	
7 土木費国庫補助金	12,755,588	955,708	13,711,296	3 農地費補助金	31,500	土地改良費補助金	
				4 林業費補助金	92,350	治山費補助金	
				2 道路橋りょう費補助金	568,380	道路橋りょう維持費補助金	176,977
						道路橋りょう新設改良費補助金	391,403
				3 河川海岸費補助金	317,870	河川改良費補助金	225,195
						砂防費補助金	92,675
8 警察費国庫補助金	302,258	35,978	338,236	4 港湾費補助金	28,000	港湾建設費補助金	
				5 都市計画費補助金	37,463	街路事業費補助金	35,000
10 災害復旧費国庫補助金	2,401,823	359,143	2,760,966			公園費補助金	2,463
				6 住宅費補助金	3,995	住宅建設費補助金	
				1 警察管理費補助金	35,978	警察本部費補助金	
10 農林水産施設災害復旧費国庫補助金	2,401,823	359,143	2,760,966	1 農林水産施設災害復旧費補助金	359,143	耕地災害復旧費補助金	17,100
						林道施設災害復旧費補助金	342,043
計	28,072,600	6,651,590	34,724,190				

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
4 民生費寄附金	10,000	300	10,300	2 社会福祉費寄附金	300	障がい者自立支援事業費寄附金
計	79,596	300	79,896			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
11 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	4,953,052	201,600	5,154,652	1 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	201,600	労政総務費充当
13 安心こども基金繰入金	920,181	87,500	1,007,681	1 安心こども基金繰入金	87,500	児童福祉総務費充当
20 とっとり発グリーンニューディール基金繰入金	311,081	15,000	326,081	1 とっとり発グリーンニューディール基金繰入金	15,000	環境保全費充当
23 地域活性化・公共投資臨時基金繰入金	2,993,644	357,000	3,350,644	1 地域活性化・公共投資臨時基金繰入金	357,000	教育財産管理費充当
24 地域医療再生基金繰入金	971,882	449,902	1,421,784	1 地域医療再生基金繰入金	449,902	千防費充当 49,029 医務費充当 400,873
27 災害救助基金繰入金	0	3,034	3,034	1 災害救助基金繰入金	3,034	救助費充当
計	26,635,240	1,114,036	27,749,276			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	1,348,132	574,282	1,922,414	1 前年度繰越金	574,282	
計	1,348,132	574,282	1,922,414			

14款 諸収入

4項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
25 市町村受託事業収入	194,087	4,000	198,087	1 市町村受託事業収入	4,000	
31 橋梁耐震補強整備受託事業収入	3,500	2,500	6,000	1 橋梁耐震補強整備受託事業収入	2,500	
計	1,857,900	6,500	1,864,400			

7項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
7 雑入	1,910,012	19,736	1,929,748	1 雑入	19,736	
計	2,449,488	19,736	2,469,224			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
3 農 林 水 産 業 債	2,084,000	98,000	2,182,000	2 農 地 債	20,000	土地改良費充当
				3 林 業 債	78,000	治山費充当
4 普 通 土 木 債	9,335,000	475,000	9,810,000	1 道 路 橋 り よ う 債	171,000	道路橋りょう維持費充当 35,000 道路橋りょう新設改良費充当 136,000
				2 河 川 海 岸 債	294,000	河川改良費充当 212,000 砂防費充当 82,000
				4 都 市 計 画 債	10,000	街路事業費充当
				6 教 育 債	1,732,000	805,000
7 災 害 復 旧 債	2,575,000	259,000	2,834,000	1 災 害 復 旧 債	259,000	林道施設災害復旧費充当 6,000 建設災害復旧費充当 253,000
						11 商 工 債
計	54,527,000	1,664,000	56,191,000			

# 給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数		給 与 費						共 済 費			合 計		備考
	(人)	(人)	給料	職員手当	計	初任給調整手当	特殊勤務手当	住居手当	宿日直手当	合計	備考			
補正後	(161)	10,865	44,122,668	31,289,691	75,412,359		16,452,363			91,864,722				
補正前	(161)	10,865	44,122,668	31,226,389	75,349,057		16,452,363			91,801,420				
比較			0	63,302	63,302		0			63,302				
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)		
	補正後	1,231,843	43,369	2,414,848	10,141,877	5,816,100	926,723	687,681	59,527	546,592	508,834	287,632		
	補正前	1,231,843	43,369	2,378,870	10,141,877	5,816,100	926,723	687,681	59,527	519,268	508,834	287,632		
	比較	0	0	35,978	0	0	0	0	0	0	27,324	0	0	
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)				
補正後	6,419	190,831	103,773	12,116	1,500	787	487,383	73,385	7,748,471					
補正前	6,419	190,831	103,773	12,116	1,500	787	487,383	73,385	7,748,471					
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明 (千円)	備考
		0	1		
給料	0	0	0		
職員手当	63,302	1	27,324	(1) 特殊勤務手当	警察職員が東日本大震災の被災地において行った災害警備、遭難救助、死体取扱作業等に係る災害応急手当及び死体取扱手当の特例の設定
		2	35,978	(1) その他	
				35,978	



平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

総務課（内線：7773）

7目 財産管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県庁舎エレベーター 保守点検業務委託	(債務負担行為) 0 0	(債務負担行為) 10,140 0	(債務負担行為) 10,140 0				(債務負担行為) 10,140 0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約事務				
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業概要

県庁舎のエレベーター保守委託について、技術的な引継ぎに期間を要するため履行準備期間を設け、4月1日から円滑に業務が実施できるよう、債務負担行為を設定し、平成23年度内に契約を行う。

対象設備

本庁舎エレベーター	4台	
第二庁舎エレベーター	4台	
議会棟エレベーター	1台	計9台

2 事業の目的・効果

建築基準法に基づき、エレベーターを最良の状態に保守し、トラブルの予防保全を行ない設備を健全な状態に維持する。

- ・専門スタッフによる定期的な機器の点検、調整、給油作業のメンテナンス等の実施。
- ・定期的な部品の交換、調整、修理のメンテナンスの実施。
- ・突発的な故障等への対応。

3 所要経費等

委託料：10,140千円

契約期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

※3年の複数年契約を単年契約に変更する。

（単年契約をすることにより、受注機会の拡大と県内雇用の確保が期待でき、県内経済の活性化を図る。）

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

3項 徴税费

税務課 (内線: 7051)

2目 賦課徴収費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
クレジット納税収 納代行委託	(債務負担行為) 0 0	(債務負担行為) 842 0	(債務負担行為) 842 0				(債務負担行為) 842 0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	導入に係る代理収納委託契約関連業務				
工程表の政策目標(指標)	県税の徴収向上(個人県民税を除く)(99.5%) 納期内納税の推進(88.8%)							

事業内容の説明

1 事業概要

自動車税の納税について、インターネットのヤフー公金支払ホームページを利用した納税方法を導入するもの。

2 債務負担行為設定の理由

平成24年度の自動車税定期課税(納期:平成24年5月1日~31日)からの導入に向けて、本年度内に代理収納を委託する者を決定し、データ通信の試験等を行う必要があるため、11月議会において債務負担行為を設定するもの。

[スケジュール]

- 平成24年1月 代理収納委託者の決定・契約、納税通知書の様式改正
- ~平成24年3月 税務基幹システムの改修
- ~平成24年4月 データ通信試験
- 平成24年5月 運用開始

3 債務負担行為額 842千円

〔内訳〕代理収納に係る委託費(導入経費、基本利用料、システム利用料)  
〔委託期間〕平成24年1月~平成25年3月

4 導入のメリット

利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットを利用できる環境にあれば、時間・場所を問わず納税できる。</li> <li>クレジットカードを利用するため、手元に現金がなくても納税できる。</li> <li>一括払、分割払等の支払方法が選択できる。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者の利便性が向上することで、納期内納付率の向上が期待できる。</li> <li>クレジットカード会社の第三者納付により、滞納整理件数の減少が期待できる。</li> </ul>

【参考】

○他の都道府県の実施状況

導入済都道府県	10県
導入後の納期内納付率	最大3.8ポイント上昇
(導入の前年度との件数比較)	平均1.7ポイント上昇

○本県の自動車税の課税台数等(平成23年度定期課税)

課税台数	207,789台	
課税額	7,466,850千円	
納期内納付率	台数ベース	80.29%
	税額ベース	77.78%

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（電話：8164）

14目 公文書館費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公文書館清掃業務委託	（債務負担行為） 0 0	（債務負担行為） 2,773 0	（債務負担行為） 2,773 0				（債務負担行為） 2,773 0	
トータルコスト	0	0	0	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約事務				
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業概要</p> <p>公文書館の清掃委託について、業務履行準備期間が必要であることから、債務負担行為を設定し、平成23年度内に契約する。（図書館が一括契約）</p> <p>2 事業の目的・効果</p> <p>専門スタッフによる定期的な清掃等を行うことにより、公文書館を清潔に保ち、利用環境を整える。</p> <p>3 所要経費等</p> <p>委託料：2,773千円</p> <p>契約期間：平成24年4月～平成25年3月</p> <p>※3年の複数年契約を単年契約に変更する。 （単年契約をすることにより、受注機会の拡大と県内雇用の確保が期待でき、県内経済の活性化を図る。）</p>								

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	特 定 財 源		一般財源
								千円	千円	
平成23年度 知事公邸清掃業務委託	4,494		4,494	平成24年度から 平成26年度まで	4,494					4,494
平成23年度 県庁本庁舎等清掃業務委託	25,165		25,165	平成24年度	25,165					25,165
平成23年度 県庁第二庁舎等清掃業務委託	16,704		16,704	平成24年度	16,704					16,704
平成23年度 県庁舎設備保全業務委託	20,692		20,692	平成24年度	20,692					20,692
平成23年度 県庁舎工しべーター保守点検業務委託	10,140		10,140	平成24年度	10,140					10,140
平成23年度 県庁舎等植栽管理業務委託	11,403		11,403	平成24年度から 平成26年度まで	11,403					11,403
平成23年度 県庁舎夜間警備業務委託	18,947		18,947	平成24年度	18,947					18,947
平成23年度 公文書館清掃業務委託	2,773		2,773	平成24年度	2,773					2,773
平成23年度 クレジット納税収納代行委託	842		842	平成24年度	842					842
平成23年度 県有施設清掃業務委託	50,598		50,598	平成24年度から 平成26年度まで	50,598					50,598
平成23年度 県有施設電気工作物保安業務委託	15,714		15,714	平成24年度から 平成25年度まで	15,714					15,714
平成23年度 県有施設工しべーター等保守点検業務委託	45,600		45,600	平成24年度から 平成26年度まで	45,600					45,600

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成23年度 関西本部清掃業務委託	663			平成24年度から 平成26年度まで	663					663
平成23年度 東部総合事務所清掃業務委託	18,640			平成24年度	18,640					18,640
平成23年度 東部総合事務所施設総合保守管理業務委託	17,695			平成24年度	17,695					17,695
平成23年度 東部総合事務所冷水発生機保守点検業務委託	3,498			平成24年度から 平成26年度まで	3,498					3,498
平成23年度 東部総合事務所ポンプ類保守点検業務委託	624			平成24年度から 平成26年度まで	624					624
平成23年度 東部総合事務所移動梯子設備等保守点検業務委託	630			平成24年度から 平成26年度まで	630					630
平成23年度 八頭総合事務所電話交換設備等保守点検業務委託	2,361			平成24年度から 平成26年度まで	2,361					2,361
平成23年度 日野総合事務所清掃業務委託	17,007			平成24年度から 平成26年度まで	17,007					17,007
平成23年度 日野総合事務所機械警備業務委託	1,380			平成24年度から 平成26年度まで	1,380					1,380
平成23年度 日野総合事務所電気工作物保安業務委託	1,236			平成24年度から 平成26年度まで	1,236					1,236
平成23年度 日野総合事務所空調機器保守点検業務委託	5,760			平成24年度から 平成26年度まで	5,760					5,760
平成23年度 日野総合事務所消防設備保守点検業務委託	867			平成24年度から 平成26年度まで	867					867

条 例 名 等	当せん金付証券の発売について																
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      当せん金付証券を発売することについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要                      発売総額51億円以内</p> <p>これは、平成24年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。</p> <p>【 参考 】                      〈宝くじの現状〉                      全国的に宝くじ販売額が減少する中、本県においても平成23年度上半期販売額は前年同期比137百万円減（△6％）と非常に厳しい状況となっている。                      減少の要因としては、東日本大震災の影響による景気の落ち込みなどが考えられるが、来年度についても依然として景気回復の見通しは立っておらず、宝くじを取り巻く環境は引き続き厳しい状況と予想される。</p> <p>〈宝くじ販売状況〉 <span style="float: right;">（単位：百万円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上半期</td> <td>2,297</td> <td>2,160</td> <td>△137</td> </tr> <tr> <td>下半期</td> <td>1,779</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通年</td> <td>4,076</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈収益確保への取り組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発売に係る固定経費の割合を縮減する。                      売れ残りが生じると、売上額に占める印刷代等の固定経費の割合が増加し、結果として収益の減少を招くため、過大な発売計画を設定せず適切な規模でくじを販売する。</li> <li>○魅力的な商品開発を行うことで、購買意欲の掘り起こしを行う。                      （例）全国自治宝くじ協議会で検討中の案                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット販売の導入による新規購買層の獲得</li> <li>・当せん金の引き上げによる魅力アップ</li> </ul> </li> <li>○効果的な広報活動を実施するため、各種メディアへ積極的な情報提供を行う。                      （例）本県における取り組み                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・宝くじの女神来訪といった機を捉え、県民へ宝くじの公益性をPR</li> <li>・宝くじの公益性をわかりやすく解説したマンガによる新聞広告の掲載</li> </ul> </li> </ul>		平成22年度	平成23年度	対前年比	上半期	2,297	2,160	△137	下半期	1,779			通年	4,076		
	平成22年度	平成23年度	対前年比														
上半期	2,297	2,160	△137														
下半期	1,779																
通年	4,076																

条 例 名 等	平成22年度決算の認定について																														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度鳥取県歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものである。</p> <p>2 概 要</p> <table> <tr> <td colspan="2">一般会計歳入歳出決算額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳 入</td> <td></td> <td>374,484,442千円</td> </tr> <tr> <td>歳 出</td> <td></td> <td>360,115,853千円</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td></td> <td>14,368,589千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度に繰り越すべき財源</td> <td></td> <td>3,057,215千円</td> </tr> <tr> <td>実 質 収 支</td> <td></td> <td>11,311,374千円</td> </tr> </table> <table> <tr> <td colspan="2">各特別会計決算額総計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳 入</td> <td></td> <td>128,000,198千円</td> </tr> <tr> <td>歳 出</td> <td></td> <td>126,004,608千円</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td></td> <td>1,995,590千円</td> </tr> </table>	一般会計歳入歳出決算額			歳 入		374,484,442千円	歳 出		360,115,853千円	差 引		14,368,589千円	翌年度に繰り越すべき財源		3,057,215千円	実 質 収 支		11,311,374千円	各特別会計決算額総計			歳 入		128,000,198千円	歳 出		126,004,608千円	差 引		1,995,590千円
一般会計歳入歳出決算額																															
歳 入		374,484,442千円																													
歳 出		360,115,853千円																													
差 引		14,368,589千円																													
翌年度に繰り越すべき財源		3,057,215千円																													
実 質 収 支		11,311,374千円																													
各特別会計決算額総計																															
歳 入		128,000,198千円																													
歳 出		126,004,608千円																													
差 引		1,995,590千円																													

条 例 名 等	職員の給与に関する条例等の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b>                  人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を受け、職員の給与を改定する。</p> <p><b>2 概要</b>                  (1) 職員の給与に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正                  職員の給料を0.6パーセント引き下げる（医師、歯科医師を除く）。                  (2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正                  給料表の切替えに伴う経過措置による給料の額についても、(1)に準じた改正を行う。</p> <p><b>3 施行期日</b>                  平成24年1月1日</p> <p><b>4 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事委員会勧告において平成24年1月1日実施とされた給与改定については、勧告のとおり職員組合と妥結。</li> <li>・ 平成24年4月1日実施と勧告された給与構造改革における経過措置額の廃止及び給料表構造の是正（行政職2級相当と同3級相当の間の段階を解消）については、職員組合と継続して交渉中。</li> </ul> <p>※給与構造改革における経過措置                  平成18年4月実施の給与構造改革において、給与水準を平均4.8パーセント引き下げる一方、個々の職員の給料月額が、昇給等により平成18年3月31日に受けていた給料月額に達するまでの間、経過措置としてその差額を支給するもの。</p> <p>【参考 国公ラスパイレス指数（国=100）】                  94.8（平成22年4月1日現在。都道府県中40位。）</p>



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) 職務の級が1級又は2級である者 1,000分の994</p> <p>(2) 職務の級が3級から5級までである者 1,000分の959</p> <p>(3) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の931</p>	<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。</p> <p>(1) 職務の級が3級から5級までである者 1,000分の965</p> <p>(2) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の936</p>
<p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p>	<p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り</p>

(1) 職務の級が1級から3級までである者

1,000分の994

(2) 職務の級が4級から6級までである者

1,000分の959

(3) 職務の級が7級から9級までである者

1,000分の931

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級24号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が1級)である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の931

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会

上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級が4級から6級までである者

1,000分の965

(2) 職務の級が7級から9級までである者

1,000分の936

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の936

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級37号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつて

規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額)にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級36号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が1級)である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級)である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の931

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級である者 1,000分の994
- (2) 職務の級が2級又は3級である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の931

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

は、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額)に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

- (1) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級)である者 1,000分の965
- (2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の936

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

- (1) 職務の級が2級又は3級である者 1,000分の965
- (2) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の936

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級）である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあつては、職務の

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの（再任用職員にあつては、職務の級が3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの（再任用職員にあつては、職務の級が3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

級が1級又は2級)である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931

別表第6 海事職給料表(第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級が1級又は2級である者 1,000分の994

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の959

(3) 職務の級が5級である者 1,000分の931

別表第6 海事職給料表(第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の965

(2) 職務の級が5級である者 1,000分の936

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>

数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。

号給	給料月額
1	399,000円
2	461,000円
3	524,000円
4	610,000円
5	711,000円
6	812,000円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。)を適用する。

号給	給料月額
1	329,000円
2	367,000円
3	396,000円

3～7 略

号給	給料月額
1	385,000円
2	445,000円
3	506,000円
4	589,000円
5	686,000円
6	784,000円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	318,000円
2	354,000円
3	382,000円

3～7 略

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>

円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

以下同じ。)を適用する。

号給	給料月額
1	376,000円
2	426,000円
3	479,000円
4	545,000円
5	622,000円
6	728,000円
7	852,000円

2～6 略

号給	給料月額
1	363,000円
2	411,000円
3	462,000円
4	526,000円
5	600,000円
6	703,000円
7	822,000円

2～6 略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(次の各号に掲げる職員にあつては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。))には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの(以下この条において「行政職5級以下職員」という。))並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの(以下この条において「行政職6級以上職員」という。))並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じた</p>

ときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が1級又は2級であるもの(以下この条において「行政職2級以下職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)でその職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の994

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの(以下この条において「行政職5級以下職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの  
1,000分の959

(3) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの(以下この条において「行政職6級以上職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの  
1,000分の931

(4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員又は行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の965

2及び3 略  
第8条～第18条 略

2及び3 略  
第8条～第18条 略

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1～4 略 (職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p>	<p>附 則 1～4 略 (職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p>



5 前3項の規定の適用を受ける職員（切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にあつては、当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額に1,000分の994を乗じて得た額（第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

6及び7 略

5 前3項の規定の適用を受ける職員（切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にあつては、当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額（以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

6及び7 略

#### 附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b>          一般職の職員の給与改定に準じ、知事等の特別職の職員及び教育長の給与を改定する。</p> <p><b>2 概要</b>          (1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正          知事等の特別職の職員の報酬又は給料の額を0.6パーセント引き下げる。          (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正          教育長の給料の額の上限額を0.6パーセント引き下げ、73万5,000円（現行73万9,000円）とする。</p> <p><b>3 施行期日</b>          平成24年1月1日</p>

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1(第2条、第4条関係)			別表第1(第2条、第4条関係)		
区分		報酬又は給料の額	区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,200,000円</u>	知事		月額 <u>1,207,000円</u>
副知事		月額 <u>895,000円</u>	副知事		月額 <u>900,000円</u>
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員(教育長 である者を除 く。)	月額 <u>155,000円</u>		委員(教育長 である者を除 く。)	月額 <u>156,000円</u>
選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,800円</u>	選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>26,000円</u>
	委員	日額 <u>21,900円</u>		委員	日額 <u>22,000円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>545,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額	監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>548,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	月額 <u>88,000円</u>		非常勤の監査委員	月額 <u>89,000円</u>
	議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>227,000円</u>		議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>228,000円</u>
人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員	月額 <u>155,000円</u>		委員	月額 <u>156,000円</u>
労働委員会 の委員	会長	月額 <u>190,000円</u>	労働委員会 の委員	会長	月額 <u>191,000円</u>
	公益委員	月額 <u>155,000円</u>		公益委員	月額 <u>156,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>134,000円</u>		使用者委員及び労働者委員	月額 <u>135,000円</u>
収用委員会 の委員	会長	日額 <u>25,800円</u>	収用委員会 の委員	会長	日額 <u>26,000円</u>
	委員	日額 <u>21,900円</u>		委員	日額 <u>22,000円</u>
海区漁業調 整委員会の	会長	日額 <u>16,900円</u>	海区漁業調 整委員会の	会長	日額 <u>17,000円</u>
	委員	日額 <u>14,900円</u>		委員	日額 <u>15,000円</u>

委員			委員		
内水面漁場	会長	日額 <u>16,900円</u>	内水面漁場	会長	日額 <u>17,000円</u>
管理委員会 の委員	委員	日額 <u>14,900円</u>	管理委員会 の委員	委員	日額 <u>15,000円</u>
公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員	月額 <u>155,000円</u>		委員	月額 <u>156,000円</u>
専門委員		日額 <u>14,900円以内</u>	専門委員		日額 <u>15,000円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同 参画推進員を除く。）の委 員その他の構成員		日額 <u>10,100円以内</u>	附属機関（鳥取県男女共同 参画推進員を除く。）の委 員その他の構成員		日額 <u>10,200円以内</u>
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>14,900円</u>	鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>15,000円</u>
略			略		

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（給与） 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>73万5,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3及び4 略	（給与） 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>73万9,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3及び4 略

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。